



第7期 地域福祉実践計画

計画期間：令和7年度～令和11年度



やさしい心がかよいあう

愛のあるまち





第1章 計画策定に当たって

1	地域福祉実践計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	4
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4
5	計画の進行管理・評価	5

第2章 計画の理念と基本目標

1	基本理念	6
2	基本目標	6
3	計画の体系	7

第3章 基本目標と具体的な取組

基本目標 1	みんなで支える地域づくり	8
基本目標 2	地域福祉の担い手づくり	12
基本目標 3	その人らしい生活を支えるための福祉サービスの提供	15
基本目標 4	地域に信頼される社協運営のための組織づくり	20

資料編

1 事業・用語の解説

(注) 事業・用語の解説掲載の字句は、本文中に「※」を記しております。

2 地域福祉実践計画の検討経過

3 第7期地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

4 第7期地域福祉実践計画策定委員



「第7期地域福祉実践計画」は、赤い羽根共同募金の配分金により発行されています。

第1章 計画策定に当たって

1 地域福祉実践計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や人口減少、価値観の多様化などにより住民同士のつながりが薄れてきています。また、子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待や社会的孤立、8050問題^{*}、老老介護^{*}、ヤングケアラー^{*}など個人や世帯が抱える問題が複雑・複合化するとともに、制度のはざまにあって対応できない問題があるほか、住民の多様なニーズ^{*}について、全て公的な福祉サービスで対応することは極めて困難であることも明らかになってきています。

また、長引くコロナ禍の影響により、生きがいづくりや介護予防に欠かせない他者と交流する活動に制限が必要となり、地域から孤立し、生活に困難を抱えながら誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことにより問題が深刻化しているケースも増えています。

これらの地域におけるさまざまな生活課題について、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として共に考え、問題解決へ向けて活動していく住民の主体的な支え合いのネットワークづくりを基軸として、さらに住民主体の福祉活動を支える多様な関係機関・団体のネットワークを形成し、この両者の連携の下で、“誰もが人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるような地域社会”を創っていくことが求められています。

伊達市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、第6期伊達市地域福祉実践計画（以下「第6期計画」という。）において、『やさしい心がかよいあう 愛のあるまち』を基本理念に地域共生社会^{*}の実現に向けて、地域課題の解決に取り組んで参りました。第6期計画が令和6年度末をもって終了することから、これまでの取り組みを踏まえ、社協が担うべき役割や機能をより一層充実させ、地域の実情や様々なニーズに応じて、住民主体の理念に基づき、「第7期伊達市地域福祉実践計画」（以下「第7期計画」という。）を策定しました。

●地域福祉実践計画策定状況

計 画 名	計画期間
第1期地域福祉実践計画	昭和60年度～平成元年度（5年間）
第2期地域福祉実践計画	【前期】平成5年度～平成7年度（3年間） 【中期】平成8年度～平成11年度（4年間） 【後期】平成12年度～平成14年度（未策定）
第3期地域福祉実践計画	平成17年度～平成21年度（5年間）
第4期地域福祉実践計画	平成23年度～平成27年度（5年間）
第5期地域福祉実践計画	平成28年度～令和2年度（5年間）
第6期地域福祉実践計画	令和3年度～令和6年度（4年間）

●地域福祉とは

- ◇ 市民の積極的な参加の下で、
- ◇ 行政、自治会、社会福祉協議会、事業者、ボランティア^{*}、NPO^{*}等がお互いに協力し合い、
- ◇ そこに暮らす人々が安心して暮らし続けることができるよう、地域に即した創意と工夫による福祉活動を推進すること

●「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

地域福祉活動を進めるに当たっては、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、社会保険等の相互扶助（共助）、行政等の公的サービスによる支援（公助）だけでなく、地域での支え合い（互助）が欠かせません。

社協では、地域や行政、福祉関係機関・団体等と「協働^{*}」しながら、地域福祉活動を進めていきます。

【自助】自分で自分を助けること。自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、サービスを自ら選択したり、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組むことや、健康維持のために検診を受けたり、病気の恐れがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決すること。

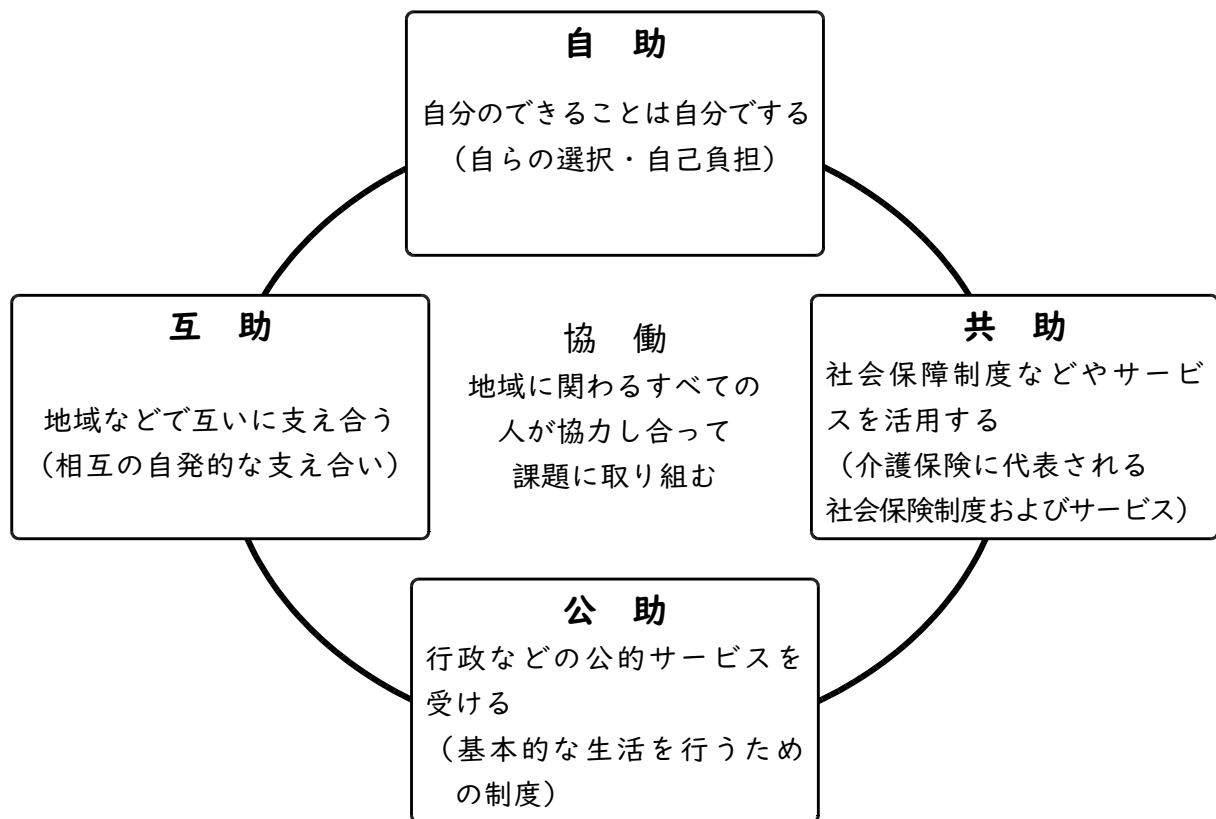
【互助】家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を解決すること。相互に支え合うという意味では「共助」と共通するが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いであり、親しいお茶飲み仲間づくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、NPO等による有償ボランティアなど幅広いさまざまな形態が想定されます。

【共助】制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立ちます。

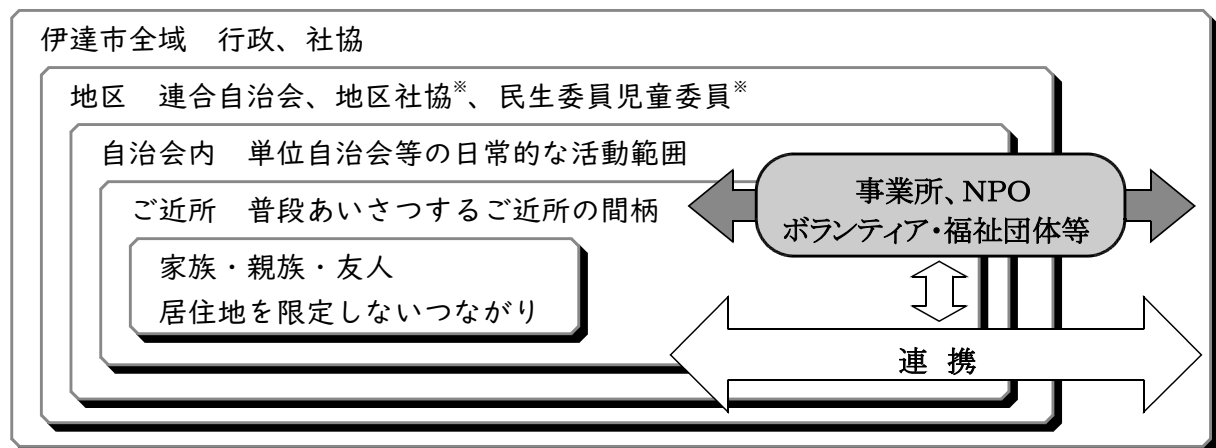
【公助】自助・互助・共助では対応できないこと（困窮等）に対して最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。公による負担（税による負担）で成り立ち、自治体が実施する高齢者福祉事業のほか、生活困窮に対する生活保護、人権擁護および虐待対策などが該当します。



地域福祉のイメージ



地域福祉の重層的な支援体制のイメージ

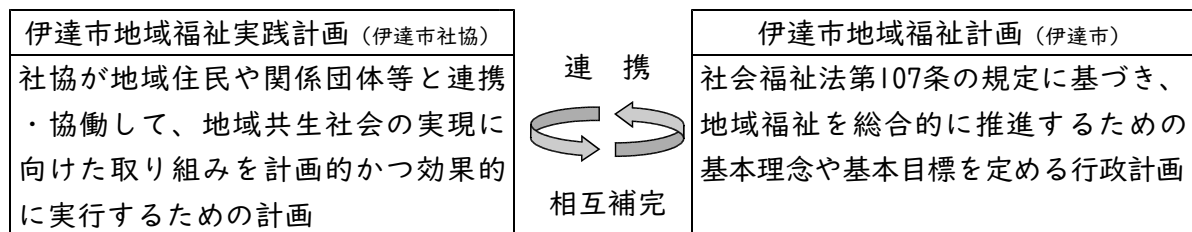


2 計画の位置付け

地域福祉実践計画は、社協が「地域の推進役」として、地域住民や福祉団体、関係機関などと連携・協働し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを計画的かつ効果的に実行するための計画です。

●伊達市地域福祉計画との連携

本計画は、伊達市が策定した「第5期伊達市地域福祉計画[※]」と整合性を図り、相互に補完し合いながら一体的に地域福祉を推進していきます。



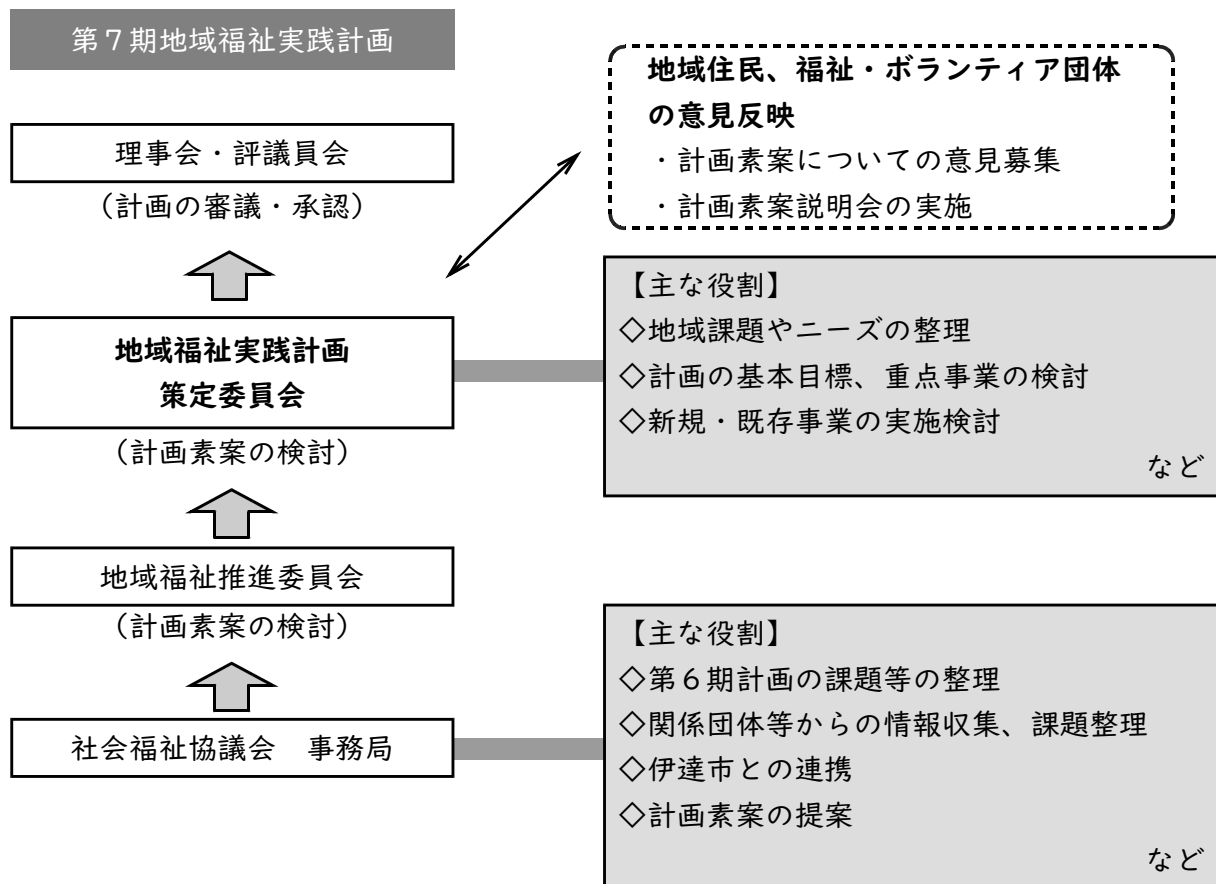
3 計画の期間

第7期計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画期間の途中であっても、今後の社会情勢の変化や社会福祉の動向などに応じて、必要な見直しを図ります。

4 計画の策定体制

第7期計画は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）や自治体、福祉団体、ボランティア団体、社会福祉法人[※]、行政担当者と構成する「地域福祉実践計画策定委員会」および社協理事で構成する「地域福祉推進委員会」において、関係団体からの意見や地域における課題を踏まえて策定に取り組みました。

●計画の流れ



5 計画の進行管理・評価

本計画を単年度の事業計画に具体的に反映していくため、地域福祉推進委員会および事務局において適宜、進行管理・評価を行い、本計画の進捗状況の共有および進行管理を図ります。

第2章 計画の理念と基本目標

1 基本理念

第7期計画では、伊達市が策定した「第5期伊達市地域福祉計画」の基本理念を共有し、心身ともに健康で、住民同士が支え合い、助け合いながら、誰もが心豊かに安心して生涯を過ごすことができる地域福祉体制を構築するため、次の通り基本理念を掲げます。

【基本理念】 やさしい心がかよいあう 愛のあるまち

2 基本目標

基本理念を実現するために、4つの目標を掲げ計画を推進していきます。

基本目標1 みんなで支える地域づくり

○住民の参加と住民同士の支え合いの関係づくりを促進し、地域力を高めるための事業やネットワークを充実します。

基本目標2 地域福祉の担い手づくり

○地域福祉の担い手確保に向けて、地域福祉活動やボランティア活動の推進と福祉人材の育成に努めます。また、災害時にも備えた体制づくりの強化を図ります。

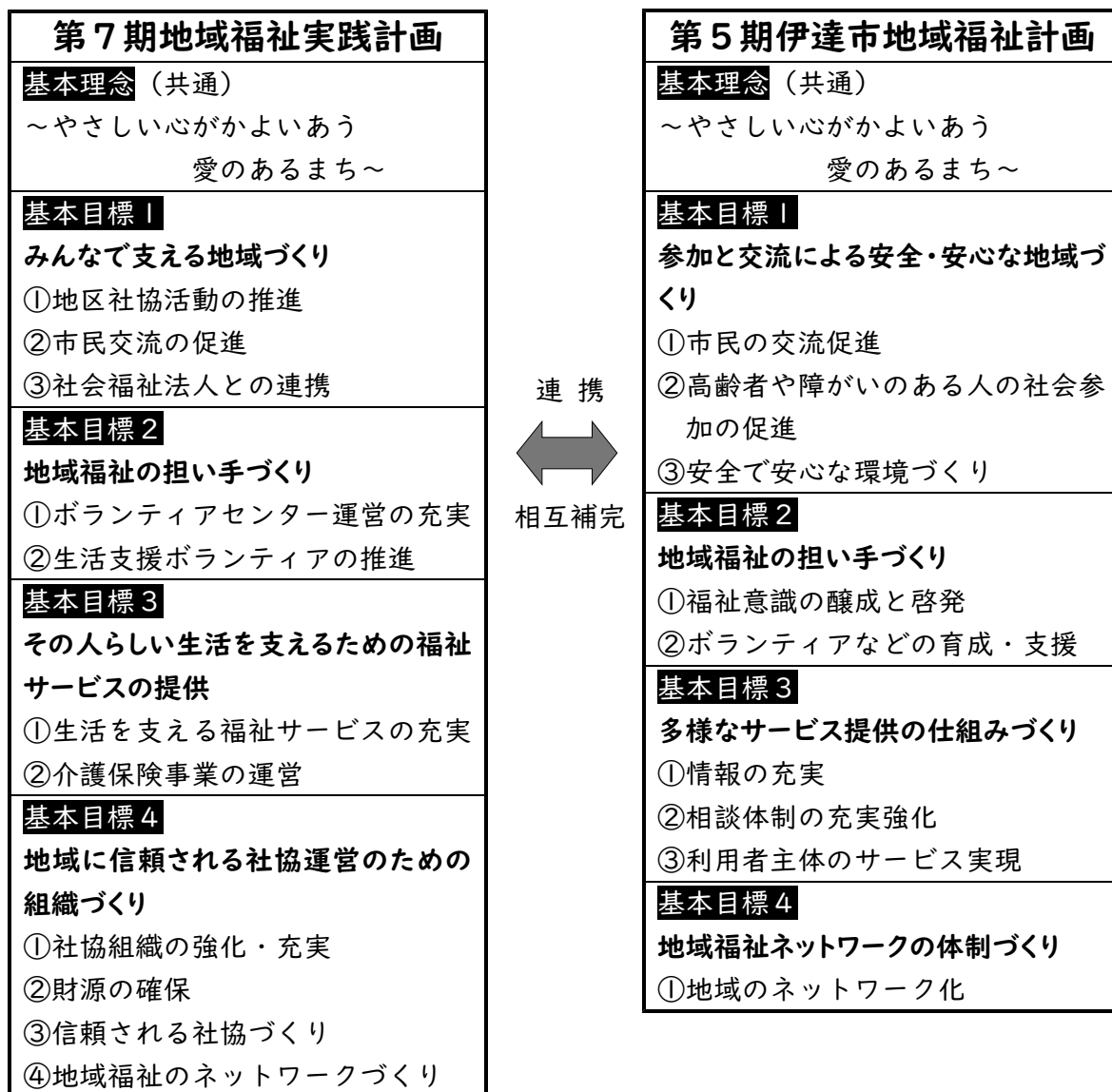
基本目標3 その人らしい生活を支えるための福祉サービスの提供

○多様化・複雑化する課題に対し、誰もが自分らしく地域で生き生きと暮らせるように、福祉サービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。

基本目標4 地域に信頼される社協運営のための組織づくり

○市民から信頼され、地域福祉の推進役としての機能を発揮できる組織づくりと安定した財源基盤の確立を図ります。

3 計画の体系



計画期間

令和	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
伊達市地域福祉計画 (伊達市)	第4期					第5期					
地域福祉実践計画 (伊達市社協)			第6期				第7期				

第3章 基本目標と具体的な取組

基本目標1 みんなで支える地域づくり

第6期計画の取組

実践項目1 地区社協活動の推進

事業概要	主な取り組み
地区社協の活動・運営上および地域の課題を把握し、情報共有するとともに、地区社協や福祉委員 [※] が活動しやすい土壌づくり、事業実施のきっかけづくりに取り組みました。	①市社協・地区社協懇談会の開催 ②地区社協活動費の交付、ボランティア活動保険料の一部補助 ③地区社協活動研修会の開催 ④除雪サービス事業の実施支援

実践項目2 市民交流の促進

事業概要	主な取り組み
市民がお互いに支え合い、助け合う地域づくりの普及を目指し、活動実践者への支援を行いました。また、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が積極的に社会参加できる機会の充実を図りました。	①市民交流の場づくり事業助成金事業 [※] の実施 ②わっくわっく広場 [※] の活動支援 ③ふれあい広場 [※] の開催 ④障がい者週間 [※] 記念事業の開催 ⑤スマホ教室の開催

実践項目3 社会福祉法人ネットワークの構築

事業概要	主な取り組み
市内の社会福祉法人に対し、連携協働を働きかけ、重層的支援体制 [※] の整備に向けた意見交換を実施しました。	①伊達市社会福祉法人懇談会の設置、開催

課題と今後の方向性

- 地区社協関連の事業やふれあい広場などのイベントについては、新型コロナウイルスの影響が大きく、中止・縮小せざるを得ない事業がありました。
- 働き続ける高齢者の増加など、ライフスタイルの多様化により、担い手が不足している自治会や地区社協などの地縁組織が少なくない状況です。令和6年度には役員のなり手が見つからず、一部の地区社協において活動を休止せざるを得ない状況になりました。今後は、地域住民による福祉活動を促進するため、担い手の負担を減らし、ボランティア活動保険の加入を促すなど、安心して活動していただける取り組みを進めていきます。
- 地域福祉に関わる各種事業やイベントの担い手不足により、運営者の負担が大きくなっています。運営者の負担を減らした上での効果的・継続的な運営を支援していく必要があります。

○SNS^{*}やオンライン会議などのデジタル技術は、災害時における住民間の連絡手段の確保のみならず、日頃の安否確認や情報共有等への利用も期待できます。新たな時代に対応した地域コミュニティ^{*}創出のため、地域活動のデジタル化、高齢者や障がい者にとって利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

○参加者確保に苦慮したり、形式化している事業があります。事業の目的や必要性を整理し、他事業と組み合わせたり、他団体等と協働するなどの見直しが必要です。

第7期計画の取組

高齢者や障がい者等が地域で安心して暮らしていくためには、公的な福祉サービスや専門的なサービスだけでなく、地域全体で支えていく仕組みづくりが必要です。市内12地区に設置されている地区社協は、地域の高齢者の見守り活動や交流事業などのさまざまな事業を実施し、地域住民同士のつながりを深める活動を展開しています。

日常生活に困り事を抱えた方に対する見守り活動や除雪などのちょっとした生活支援については、相対（あいたい）での利用調整により、マッチング^{*}の負担が軽減され、担い手のスキマ時間を有効に活用することが可能となります。さらにICT^{*}を活用することで、参集することなく、さまざまな形で人とつながることが可能になり、効果的な情報の発信と収集にも役立ちます。地域の担い手の確保が困難な状況で、少しでも担い手の負担軽減につながるようにこれらの取り組みを推進していきます。

また、「集いの場」・「通いの場」は、生きがいづくりや仲間づくり、自分の居場所づくり、介護予防やフレイル^{*}対策などさまざまな効果が期待できます。社協では、地域住民が自主的に運営する集いの場などの創出を促進し、継続的な活動を支援します。

社協が管理運営する「伊達市市民活動センター^{*}」では、市民活動や各種福祉団体等の積極的な活用を促すとともに、新たなコミュニティの創出を進め、より一層の交流の促進を図ります。

また、令和5年度に設置した「伊達市社会福祉法人懇談会」では、それぞれの法人が持つ強みを生かし、重層的支援体制の整備や地域における公益的な取り組み^{*}などの推進を図り、分野を越えた連携を深めていきます。

実践項目Ⅰ 地区社協活動の推進

事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(1)市社協・地区社協懇談会の開催	重点 ＊Ⅰ	共同募金 自主財源	地区社協
各地区社協の活動・運営上の課題の把握や地域課題の把握、情報共有の場となることを目的に実施します。			

＊Ⅰ 新型コロナウイルスの影響で、第6期計画期間中は2地区のみの開催。第7期では、計画的に懇談会を開催し、より一層の連携を図ります。

(2)地区社協活動の支援				
地区社協や福祉委員が活動しやすい土壌づくりや事業実施のきっかけづくりに取り組みます。				
①地区社協への活動費の交付や研修事業費の補助	継続	共同募金 自主財源	地区社協 ボランティア 学校	
②男性料理教室の開催支援	継続 ＊2			
③除雪サービス事業の実施支援	継続	市補助金		
④地域福祉活動に対する情報提供・支援		共同募金 自主財源		
⑤地区社協活動研修会の開催				
⑥地区社協構成員（役員・福祉委員）のボランティア活動保険料補助				
(3)地区社協連絡会議の開催		継続	共同募金 自主財源	地区社協
社協事業の推進に係る連絡調整や地区社協相互の連携を深め、関係する情報の提供・交換を積極的に行い、地域福祉の向上に寄与することを目的に開催します。				

＊２ プログラムを「料理」に限定せず、男性が興味を持つような内容も組み込んだ事業内容を検討します。



事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(1)活動実践者への支援			
市民自らの力による「仲間づくり」、「居場所づくり」、「生きがいくくり」の提供を通して、市民がお互いに支え合い、助け合う地域づくりの普及を目指し、活動実践者への支援を行います。			
①市民交流の場づくり事業助成金事業の実施	継続	自主財源	活動実践者
②介護予防グループ※支援事業の実施	新規	市受託金	
③レクリエーション等用具の貸し出し	継続		
(2)社会参加の場づくり			
年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が積極的に参加できる機会の提供を充実します。			
①地域でのわくわく広場の開催支援	継続 ＊ 3	自主財源	地区社協
②ふれあい広場の開催	継続	自主財源	実行委員会
③障がい者週間記念事業の開催		共同募金	ボラ連
④障がい者スポーツ交流会の実施支援	継続	市補助金	実行委員会
⑤ I C T 講座の開催	継続 ＊ 4	自主財源	
⑥市民活動センターを活用した集いの場の創出	継続		福祉団体等

＊ 3 事業の効果や必要性を検証し、目的を明確にした上で、今後の展開を検討します。

＊ 4 開催頻度の増加や他事業との組み合わせなど、事業内容の充実を図ります。



事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(1)伊達市社会福祉法人懇談会の開催	継続	自主財源	社福法人
意見交換や情報共有により、市内法人間の連携を深め、地域課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。			

基本目標２ 地域福祉の担い手づくり

第６期計画の取組

実践項目１ ボランティアセンター※運営の充実

事業概要	主な取り組み
市民が自発的な気持ちでボランティア活動に参加できる取り組みを進めるとともに、ボランティア連絡会などの関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動の啓発、情報発信、普及促進等の事業に取り組みました。 令和３年度には伊達市と「災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書」を締結し、災害ボランティアセンターの運営方法や役割について明確化しました。	①ボランティアの相談、登録、あっせん ②ボランティアフォーラム、ボランティアトークサロンの開催 ③寄付物品の有効活用（おたがいさま事業※、ほんのきもち事業※） ④除雪サービス事業の実施支援（再掲） ⑤福祉教育の支援 ⑥災害ボランティアセンター※の体制整備

実践項目２ 生活支援ボランティア制度の導入

事業概要	主な取り組み
公的サービスでは対応できない日常生活における困り事を抱えている方への対応として、有償ボランティアによる生活支援の取り組みを進めました。	①除雪サービス事業の実施支援 ②生活支援体制整備事業※での生活支援サービス事業の実施（モデル事業）

課題と今後の方向性

- 新型コロナウイルスの影響を受け、ボランティア活動を控える動きが強まり、活動機会が減少しました。地域住民をはじめ、団体や企業等のボランティア活動の推進と機会の創出が必要となります。
- 地域福祉活動の担い手確保が課題となり、除雪サービスや生活支援サービス事業を展開する上での妨げとなっています。新たな地域福祉活動の担い手確保に向けて、ＩＣＴの活用や多様な地域資源※との連携、福祉人材の育成が必要です。
- 災害時の支え合いは平時からのつながりが重要です。発災時の災害ボランティアセンター運営に備え、行政や関係団体、地域住民等とのネットワークの構築が必要です。

第7期計画の取組

多くの市民が福祉に関心を持ち、理解を深めることが地域福祉を継続的に推進する基盤となります。そこで、福祉教育や地域課題を知ってもらう活動に取り組み、地域住民や福祉施設・団体、学生、企業等の主体的な参加を促進します。また、さまざまな形での地域福祉活動へ参加（実際の活動や寄付など）できる活動の場の充実に努めます。

また、担い手の確保には、スキマ時間を有効に活用できるボランティアなどの活動しやすい環境づくりも重要です。そこで、ボランティア同士や社協とボランティアがSNSでつながり、自分で活動できない時にサポートし合える仕組みづくりを構築するとともに、利用調整の時間短縮による事務負担の軽減に努めます。さらに、ボランティアと利用者間で相対（あいたい）の利用調整の仕組みづくりにより、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

災害ボランティアセンターの運営には、行政や関係団体との連携が欠かせません。特に資機材等の物的支援や専門性等を生かした人的支援の提供などについて、ライオンズクラブなどの団体と協定締結を図り、災害発生時の円滑な協力関係の構築を目指します。また、災害のフェーズ^{*}に応じて効率的に運営ができるように、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の見直しを検討します。

実践項目Ⅰ ボランティアセンター運営の充実

事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(1) ボランティアセンターの運営			
団体や施設等と連携し、市民等が自発的な気持ちで楽しみながら、地域のために行うボランティア活動や地域福祉活動に参加できるための取り組みを進めます。			
① ボランティアの相談、登録、あっせん	継続	自主財源 市補助金	社福法人 V 団体 学校 農家等
② ICTを活用したボランティアの情報収集・発信			
③ 寄付物品の有効活用 (おたがいさま事業、ほんのきもち事業)			
⑤ ボランティアトークサロンの開催		共同募金	V 団体
(2) ボランティア講座の開催	検討 実施	共同募金 自主財源	V 団体 施設 学校
ボランティア活動や地域福祉活動の基本的な知識や心構えを学び、各種ボランティア体験を通じて、身近な地域でボランティア活動を始めるきっかけにさせていただくことを目的に開催します。			
(3) ボランティア連絡会 [*] との連携			
ボランティア連絡会との連携を図りながら、継続的に円滑な運営・活動を支援し、ボランティア団体の活性化やボランティア活動の啓発を図ります。			

①ふれあい広場の開催（再掲）	継続	自主財源 共同募金	実行委員会
②ボランティアフォーラムの開催			ボラ連 地区社協 施設・学校
③加盟団体へのボランティア活動保険料半額補助		自主財源	
(4)地域でのボランティア活動の促進	継続	市補助金	地区社協 ボランティア 学校
①除雪サービス事業の実施支援（再掲）			
(5)福祉教育の支援	継続	共同募金	学校
①児童生徒ボランティア活動普及事業協力校の指定（大滝地区）			
②福祉体験用具の貸し出し、講座開催に係る講師の派遣調整		自主財源	学校 V団体
(6)災害ボランティアセンターの整備	重点 継続 ＊Ⅰ	自主財源	行政 関係団体
災害時における伊達市からの災害ボランティアセンターの設置要請に対し円滑に対応できるよう、設置・運営マニュアルの見直しや関係団体との協力体制の構築など、体制整備に取り組みます。			

＊Ⅰ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルについては、感染症対策やＩＣＴの活用など実態に即した形で活動内容や活動様式等の見直しを検討します。

実践項目２ 生活支援ボランティアの推進

事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(Ⅰ)生活支援ボランティアの推進	継続	自主財源 市補助金 その他	地区社協 ボランティア 学校 行政
地区社協による除雪サービスの実施支援や生活支援体制整備事業による生活支援事業の取り組みを推進します。			



基本目標3 その人らしい生活を支えるための福祉サービスの提供

第6期計画の取組

実践項目1 生活を支える福祉サービスの充実

事業概要	主な取り組み
日常生活において支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るための相談体制の整備、生活支援事業を実施しました。 令和6年度に成年後見[*]支援センターが中核機関に指定され、権利擁護[*]支援のコーディネート、受任者調整および親族後見人の支援を開始するとともに、他職種が連携して権利擁護支援に当たる「地域連携ネットワーク」を構築しました。また、増大する後見ニーズに対応するため、社協において法人後見[*]を導入し、判断能力が不十分な人の成年後見人等を務める取り組みを開始しました。	①成年後見支援センターの運営 ②資金貸付や食糧等提供による生活困窮世帯への自立生活支援 ③歳末たすけあい運動の実施 ④高齢者の生活支援事業 ⑤高齢者住宅等安心確保事業の実施 ⑥法人後見事業の導入

実践項目2 介護保険事業の運営

事業概要	主な取り組み
訪問介護事業所を運営し、適切な介護サービスを提供しました。 地域包括支援センター[*]を運営し、介護予防ケアマネジメント支援、包括的ケアシステムの確立に向けたネットワークづくり、認知症対策など、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活していけるように総合的な支援を行いました。また、認知症当事者の場として「どなたでもカフェ」を開催しました。生活支援体制整備事業では、第2層生活支援コーディネーター[*]として、地域包括ケアシステム[*]の構築を目指し、市と協働で高齢者を地域の力で支える仕組みづくりについて検討しました。	①訪問介護事業所の運営 ②地域包括支援センターの運営 ・総合相談 ・介護予防支援 ・権利擁護、一般介護予防、認知症や消費者被害および高齢者虐待に係る支援 ③生活支援体制整備事業の実施 ・第2層生活支援コーディネーターの配置 ・生活支援ボランティアモデル事業の実施 ・地域資源の発掘および周知の検討 ・市民への普及啓発の検討

課題と今後の方向性

- 新型コロナウイルスの影響により、資金貸付や食糧等提供による一時的な生活困窮世帯への自立生活支援が増加しました。コロナ貸付特例の申請が終了しましたが、いまだに生活困窮から抜け出せない世帯も少なくなく、今後も関係機関との連携等により、生活再建に向けた必要な支援を行います。
- 高齢化の進展、見守りを行う家族が遠方にいるなどの家族機能の低下など地域社会の変容により、生活課題が多様で複合的になっています。各種制度の活用や地域資源との組み合わせ、関係機関等と連携により複雑多様化するニーズに対応していく必要があります。
- 権利擁護支援を必要とする人の把握が遅れたり、速やかに適切な支援へとつながらないケースがあるため、権利擁護支援の地域連携ネットワークのさらなる充実・強化が求められています。
- 高齢化社会の進展等に伴って増大・多様化する後見ニーズに対応するため、市民後見人の養成や親族後見人への支援のほか、社協をはじめとする法人後見の充実・強化が求められています。
- 令和6年度の介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げとなりました。加算取得を適切に行い、安定した財務運営や質の高いサービスの提供、人材の確保など、継続的なサービス提供体制を図っていきます。
- 大滝地区で実施している各種生活支援サービスでは、人口減少による利用者減や担い手などの地域資源の確保が困難な状況にあります。利用実態に合わせ、継続的なサービス提供が可能かを検証し、サービスの取捨選択をする必要があります。
- 生活支援体制整備事業では、モデル事業として生活支援ボランティア事業を実施しました。しかし、地域の担い手確保が課題となり、地域拡大の妨げとなっています。新たな地域福祉活動の担い手確保に向けて、ICTの活用や多様な地域資源との連携、相対（あいたい）による利用調整の仕組みづくりが必要です。
- 配偶者との死別、離婚、子どもの独立、少子化および未婚率の増加等によって単身高齢者が増加傾向にあり、単身高齢者特有の健康面や経済的な不安に加え、社会的な孤立などの課題が顕著化しつつあります。単身高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、行政、地域住民および関係機関が連携し、きめ細やかな支援を行うことが必要です。また、身寄りのない単身高齢者が抱える日常的金銭管理、身元保証問題および死後事務等の課題への確に対応するためには、公益性・信頼性が確保された新たな枠組みを用意する必要があります。

第7期計画の取組

近年、単身世帯の増加やライフスタイルの変化等の影響により、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが適切な機関につながっていない世帯や、いわゆる「8050問題」やダブルケア^{*}、生活困窮など、個人・世帯が複雑かつ複数の生活上の課題を抱えている世帯が増加しています。多様化・複雑化した課題に対応するためには、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象ごとの支援だけではなく、伊達市をはじめとして関係機関等との連携による総合的な支援体制づくりが求められています。

特に、権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、速やかに適切な支援へとつなげる仕組みを確立するとともに、意思決定支援や身上保護を重視した権利擁護支援体制を整備するため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」とその中核機関におけるコーディネート機能の充実・強化を図る取り組みを進めます。また、高齢化社会の進展等に伴い、より一層増大・多様化する後見ニーズに対応するため、成年後見支援センター等の相談窓口のさらなる周知、社協による任意後見契約の受任を行うほか、市民後見人の養成および親族後見人への支援等の個人後見の充実・強化を図りつつ、社協をはじめとする法人後見の体制の整備および充実・強化に向けた取り組みを進めます。

身寄りのない単身高齢者が抱える日常的金銭管理、身元保証問題および死後事務等のいわゆる「終活」に関する新たな課題に対応するため、社協の独自事業として、「短期金銭管理支援事業」や「死後事務委任契約事業」等の終活関連事業の導入を進めます。また、これら終活関連事業について、単身高齢者本人が抱える具体的な課題に応じて適切にコーディネートするため、社協に「終活コーディネーター」を配置する取り組みを進めます。

実践項目Ⅰ 生活を支える福祉サービスの充実

事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(1)相談援助活動の充実 地域活動の支援や福祉サービス等を適切に安心して利用できる相談体制の整備と情報提供を行うため、関係機関・団体等との連携の充実を図ります。	継続	自主財源	行政 関係機関等
(2)日常生活自立支援事業※の充実 北海道社会福祉協議会との連携を図りながら、高齢や障がいにより日常生活上の判断に不安を感じている方に福祉サービスの利用や金銭管理などの支援を行います。	継続	道社協 受託金	道社協 事業所
(3)成年後見支援センターの運営 伊達市と連携しながら、成年後見制度および権利擁護に関する相談や手続き支援、普及啓発、市民後見人の養成、地域連携ネットワークの充実を図ります。	継続	市受託金	行政 各専門職
(4)法人後見の実施			
①家庭裁判所の審判を受けて法人として成年後見人等に就任し、被後見人の身上監護や財産管理等の後見業務を行います。	継続	市補助金 自主財源	家庭裁判所 各専門職
②本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ任意後見人を社協とするほか、将来社協に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人である社協が委任された事務を本人に代わって行う「任意後見契約事業」の導入を進めます。	新規	自主財源	公証人 家庭裁判所

(5)生活困窮者への自立支援の実施				
①生活福祉資金※・生活応急資金※貸付による自立生活支援	継続	自主財源 道社協事業	道社協 行政	
②生活困窮世帯食糧等提供事業※による自立生活支援		市補助金	行政	
③安心サポート事業※での一時的困窮状態の緩和		道社協事業	道社協	
④歳末たすけあい運動の実施(歳末見舞金の贈呈)		共同募金	地域住民 事業所 団体	
(6)高齢者の生活支援事業の実施 ※③～⑦は大滝地区対象事業				
①ひとり暮らし高齢者等訪問サービス事業	継続	市受託金	地区社協	
②アクティビティ（音楽活動）事業				
③高齢者等外出支援サービス事業				
④大滝区通院支援事業（サポートパス）				
⑤高齢者生活援助事業（庭の手入れ、除排雪など）			シルバー	
⑥高齢者入浴サービス事業		共同募金	施設 ボランティア	
⑦給食（会食）サービス事業				
⑧除雪サービス事業の実施支援（再掲）		市補助金	地区社協 ボランティア 学校	
(7)高齢者住宅等安心確保事業の実施		継続	市受託金	行政 事業所 山下地区 連合自治会
市営住宅駅前団地およびほのぼの団地（高齢者世話付住宅）に生活援助員（LSA）を配置し、交流事業の実施や生活指導・相談および各種情報の提供、安否の確認、緊急時の対応を行います。また、山下地区居住の高齢者に対し、電話による定期的な安否確認や生活相談を行います。				
(8)子育て支援事業の充実		継続 ※Ⅰ	自主財源 共同募金	はまなす会
ひとり親世帯新入学児童へのお祝い贈呈事業				
(9)車いすの貸し出し		継続	自主財源	
車いすを一時的に在宅生活で必要とする方に無償で貸し出します。				
(10)認知症の方と家族を支える取り組み		検討 実施	自主財源	
賠償責任保険の団体加入				
(11)終活※関連事業の導入等				
①身寄りのない単身高齢者が抱える日常的金銭管理、身元保証問題および死後事務等のいわゆる「終活」に関する新たな課題に対応するため、「短期金銭管理支援事業」や「死後事務委任契約事業」等の終活関連事業を導入します。		新規	自主財源	行政 金融機関 葬祭業者 寺・霊園等

②単身高齢者本人が抱える終活に関する具体的な課題に応じて適切にコーディネートする「終活コーディネーター」を社協に配置します。	新規	自主財源	行政
--	----	------	----

＊Ⅰ これまでは、現物（文房具）を贈呈してましたが、より有効に活用してもらえるように、文具券での贈呈をはまなす会と検討する。

実践項目２ 介護保険事業の運営

事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(1)訪問介護事業所の運営 利用者本位で信頼される質の高い介護サービスを提供するとともに、制度改正などの状況変化に対応し、利用者の具体的なニーズを踏まえ、満足度の高いサービスの提供に努めます。	継続	自主財源 (介護報酬)	
(2)地域包括支援センターの運営 地域で暮らす高齢者がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるように、介護・福祉・健康・医療などのさまざまな面から総合的に支援を行います。	継続	市受託金 介護報酬	事業所
(3)生活支援体制整備事業の実施 第２層コーディネーターを配置し、地域包括ケアシステムの構築を目指し、行政や地域住民等と地域づくりを協働で進めます。	継続	市受託金	地域住民 事業所 行政

ご存じですか？

もしかしてネット

「もしかしてネット」は、市内で配達などを行っている事業者、高齢者の異変に気がついた場合の連絡や認知症などで行方がわからなくなった方の搜索協力をしてもらう、地域の見守り活動のことです。郵便・新聞・燃料などの事業者のほか、介護保険事業所などにも協力の輪が広がり、100を超える事業者が見守り活動に賛同してくれています。

市民の皆さまも、ご近所など的高齢者の異変に気がついた場合は、地域包括支援センター（TEL0142-21-7755）もしくは市役所高齢福祉課（TEL0142-82-3196）までお知らせください。

基本目標４ 地域に信頼される社協運営のための組織づくり

第６期計画の取組

実践項目１ 社協組織の強化・充実

事業概要	主な取り組み
理事会※、評議員会※を開催し、法人業務の執行について協議しました。 また、役職員に対して専門的な研修に参加する機会を確保し、自己研さんに努めました。	①理事会・評議員会の開催 ②総務企画委員会・地域福祉推進委員会の開催 ③役職員研修の実施

実践項目２ 財源の確保

事業概要	主な取り組み
地域住民に会費※や寄付金、共同募金※等の協力を求め、十分な理解を得るために使途を明確にし、財源確保に努めました。	①共同募金運動への協力 ②会費の使途や募集についてホームページ等に掲載。

実践項目３ 信頼される社協づくり

事業概要	主な取り組み
社協事業を住民に広く知ってもらうために、社協だよりの発行、SNS活用等による広報活動の充実を図りました。 また、地域福祉の充実発展に功績のあった個人や団体を表彰し、感謝の意を表しました。 また、各福祉団体の事務局を担い、団体活動の充実に努めました。	①社協だよりの発行、SNSの活用 ②伊達市社会福祉協議会表彰式の隔年開催 ③福祉団体の事務受任

課題と今後の方向性

- 広報紙「社協だより」の全戸配布、ホームページやSNS（X、公式LINE）を活用し、社協活動について情報発信していますが、依然として社協の認知度は低い状況にあります。情報発信の強化を図り、社協活動について広く宣伝し、支援者を広げる取り組みが必要です。
- 自主財源となる会費や寄付金、共同募金配分金等は減少傾向にあります。会費等の使途を明確にすることで地域住民に理解を求め、また福祉分野を超えた事業展開やさまざまな形での寄付による寄付文化の醸成を図る必要があります。
- 昨今の突発的に発生する大規模な自然災害、新型コロナウイルスに代表される感染症の

感染拡大による社会活動への影響が危ぶまれています。そのさまざまな事象に対応し、影響を最小限に抑えて、社協事業を中断することなく継続していくため、事業継続計画（ＢＣＰ）※の策定が必要です。また、災害発生直後の際に、職員の初動の在り方や果たすべき役割、業務について、ＢＣＰと連動した災害時職員行動マニュアルの策定も必要です。

○地域福祉実践計画を遂行するためには、地域住民や行政、関係団体等との連携が欠かせません。社協の限界が支援の限界とならないためにも、伊達市とのパートナーシップの強化や地域住民をはじめとした地域資源とのネットワークづくりが重要です。

第７期計画の取組

社協はこれまで、地域のさまざまな課題に対し、地区社協、民生委員児童委員、地域住民、ボランティア、福祉団体、行政などと連携・協働して地域福祉の推進を図ってきました。今後も社協の理事や監事の役員をはじめ、評議員などと共に地域福祉の推進役として、市内の福祉活動のさらなる発展のため、地域住民や各種団体の支援を行います。また、役職員の資質向上や組織内の連携強化により効果的な事業運営を図り、信頼される社協づくりに努めます。

社協だよりやホームページ、ＳＮＳなどを通して、各事業のＰＲを強化し、社協活動に対する共感の輪を広げ、地域福祉の拡充に不可欠な自主財源となる寄付および会費制度の拡大を目指します。

実践項目Ⅰ 社協組織の強化・充実

事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(1)理事会等の開催 安定した法人運営に向けて理事会、評議員会を開催していきます。	継続	自主財源	
(2)委員会の開催 社協理事で構成する「総務企画委員会」、「地域福祉推進委員会」を適宜開催し、社協運営・事業の質の向上を図ります。	継続	自主財源	
(3)役職員の研修 専門的な研修に参加できる機会を確保するとともに、職場内の自主研修を実施し、職員の自己研さんに努めます。	継続	自主財源	
(4)伊達市との連携強化 地域福祉計画等の行政施策に歩調を合わせ、伊達市とのパートナーシップの強化を図るため、定期的な意見交換などにより相互の信頼関係の構築に努めます。	継続	自主財源	
(5)大規模災害等の非常時における業務体制の整備			
①事業継続計画（ＢＣＰ）の策定	新規	自主財源	
②災害時職員行動マニュアルの策定			

(6)地域福祉実践計画の進行管理	継続	自主財源	
本計画を単年度の事業計画に具体的に反映していくために、事務局による進行管理の推進体制を整備し、地域福祉推進委員会や理事会等と本計画の進捗状況の共有および進行管理を図ります。			

実践項目2 財源の確保

事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(1)地域福祉活動のための財源確保	継続	自主財源	自治会 地区社協 事業所 福祉団体 共同募金会 学校 行政
地域住民等に会費や寄付金、共同募金の十分な理解を得るために、使途を明確にし、地域住民に求められ、理解される活動に充当することで、寄付文化の醸成に取り組みます。 また、各種助成団体による財政的な支援を活用し、地域福祉推進活動を展開していきます。さらに、伊達市の各種事業を受託し、安定した財源確保に努めます。			

実践項目3 信頼される社協づくり

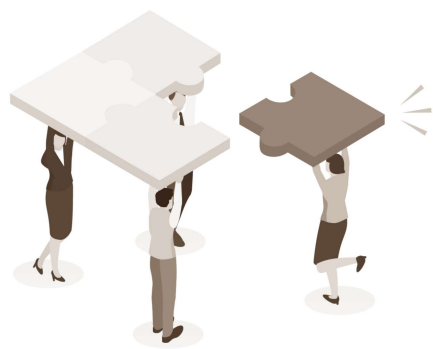
事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(1)情報提供の充実	継続 ＊Ⅰ	自主財源 共同募金	
社協事業の取り組みや地域福祉の情報について、広く市民に情報発信し共感の輪を広げるため、「社協だより」の定期的な発行やホームページ、SNS、メディアへの掲載などを活用し、広報活動の充実を図ります。			
(2)苦情解決体制の整備	継続	自主財源	
市民からの苦情に対し、適切に対応するため、苦情受付担当者・苦情解決責任者および第三者委員を配置します。			
(3)社会福祉功労者の表彰	継続	自主財源	
社会福祉協議会表彰式を隔年開催し、地域福祉の充実発展に功績のあった個人や団体を表彰し、感謝の意を表します。			

(4)福祉団体の事務受任	継続	自主財源	
「伊達市共同募金委員会」、「伊達市ボランティア連絡会」、「伊達市老人クラブ連合会」、「伊達市民生委員児童委員協議会」、「伊達身体障がい者福祉協会」の事務局を担い、各団体における活動の推進を図ります。また、これらの団体との情報交換などを図り、協働して地域福祉の推進に取り組めます。			

＊Ⅰ スマホ教室とも連動し、高齢者や障がい者など自らがICTを活用し、必要な情報を主体的に見つけられるように取り組みます。

実践項目4 地域福祉のネットワークづくり

事業内容	方向性	財 源	連携団体等
(1)地域・行政・社協の連携強化	継続	自主財源	地区社協 自治会 事業所 行政
地域、行政、社協、それぞれのニーズを双方向で共有し、協力関係の構築を図ります。			
①市社協・地区社協懇談会の開催（再掲）			
②伊達市社会福祉法人懇談会の開催（再掲）			



資 料 編

- 1 事業・用語の解説
- 2 地域福祉実践計画の検討経過
- 3 第7期地域福祉実践計画策定委員会設置要綱
- 4 第7期地域福祉実践計画策定委員

1 事業・用語の解説（50音順）

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。インターネットをはじめとした通信技術を用いて円滑なコミュニケーションを図ろうとするサービスや技術のこと。

安心サポート事業

北海道社会福祉協議会が実施主体となる地域公益活動で、生活困窮者への相談支援や自立生活支援センターとの連携、経済的援助などにより制度のはざまの対応を行い、生活困窮者の自立につなげていくことを目的としている。生計が困難で食材費や光熱費、生活に必要な日用品の費用負担が困難な方、医療費や福祉サービスに要する費用負担が困難な方へ経済的援助については、現物による給付（初回給付から1ヶ月以内とし、支援限度額30,000円）を行う。現金による給付は行っていない。

SNS

social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービス。代表的なものにLINE、X、フェイスブックなどがある。

NPO

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。特定非営利活動法人、非営利団体等を指す。

おたがいさま事業

市内の農家や事業所から寄付していただいた野菜や商品を福祉施設や幼稚園、子ども食堂などに届けたり、募金していただいた市民に野菜を提供するイベントを実施している。また、一

部の農家では寄付金付き商品を店舗で販売してくれている。

【か行】

介護予防グループ

介護予防事業に関する教室や勉強会などを開催し、広く介護予防に資する事業に取り組む地域住民によるグループ。介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられており、伊達市から運営活動費の補助がある。

会費

社協は、自主的な地域福祉活動の推進を図るため、また、市民一人ひとりが「地域福祉」を自らの活動として受け止め、参加していただくことを目的に「会費制度」を導入している。社協会費には市内全ての世帯を対象とした「一般会費」、主に個人を対象とした「特別会費」、事業所や団体等を対象とした「賛助会費」がある。会費は、社協が実施する地域福祉事業の財源として活用される。また、特別会費は地区社協に当該地区内での取りまとめを依頼しており、寄せられた会費の80%を運営費として、地区社協に還元している。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

共同募金

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれている募金活動。集まった募金の約70%は募金をいただいた地域で使われ、残りの30%は都道府県の範囲内で広域的な課題を解決するための活動に使われる。また、各都道府県の共同募金

会では、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立て、大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など被災地を応援するために使われる。

共同募金運動は、毎年10月から12月まで行われ、12月は歳末たすけあい運動として実施される。「赤い羽根共同募金」は共同募金の愛称。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁すること。

子ども食堂・地域食堂

地域の子どもたちが無料または低価格で食事を楽しむことができる場所。家庭の経済状況や社会的な背景に関わらず、すべての子どもが安心して訪れることができる「居場所」として、NPO法人やボランティア団体等により運営されている。近年では、子どもだけでなく高齢者や地域住民も気軽に集まれるコミュニティの場としての役割も果たしており、「地域食堂」と呼ばれることもある。

【さ行】

災害フェーズ

災害が発生した際に、その対応がどのように進行するかを示す一連の期間のこと。これらのフェーズは、超急性期、急性期、亜急性期、慢性期、平穩期の5つに分けられ、それぞれの期間に適した災害対策の計画立案が必要となる。

災害ボランティアセンター

災害時に、被災地の社会福祉協議会が中心となり開設され、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点。ボランティアの登録を受け付け、被災者の要望（ニーズ）とボラン

ティアの調整（マッチング）を行い、両者をつなぐ役割を果たす。

事業継続計画（BCP）

企業が自然災害や事故、パンデミックなどの緊急事態に直面した際に、事業を継続するための計画。事業継続計画は、英語表記の「Business Continuity Plan」を略してBCPと呼ばれることが一般的である。

市民交流の場づくり事業助成金事業

市民の「仲間づくり」、「居場所づくり」、「生きがいづくり」など、交流の場の提供を通して、お互いに支え合い助け合う地域づくりを実践している団体に対し、活動の安定と継続的な事業運営の助長を促すことを目的に事業費の一部を助成。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁（法人の所在地等に応じ都道府県知事又は市長等）の認可を受けて設立される法人のこと。

終活

「人生の終わりのための活動」の略。人生の総括を行い、人生の最期を迎えるに当たっているいろいろな準備を行うことを意味する。具体的には、身の回りの整理、財産の相続を円滑に進めるための計画、葬儀や墓の準備などが主に行われている。

重層的支援体制

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するための支援体制。

障がい者週間

国民の間に広く、障がいのある方の福祉につ

いて、関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められた週間。

生活応急資金（貸付制度）

一時的に生活に困窮している世帯に対して、応急的な資金の貸し付けを行い、生活の安定と生活意欲の助長を図ることを目的とした、伊達市社協独自の貸付制度。

生活困窮世帯食糧等提供事業

生活保護などの利用開始までつなぎや一時的に生活困窮に陥った方の生活維持のために食糧や商品券などを提供している。女性のいる世帯には、生理用品も提供している。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域の助け合い・支え合い活動をはじめとした高齢者の生活を支援する体制整備を推進している。伊達市では、市全域を担当する第1層コーディネーターを市高齢者福祉係に、連合自治会単位で活動する第2層コーディネーターを地域包括支援センターに配置している。

生活支援体制整備事業

地域の住民や各種団体、企業の関係者などさまざまな人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進めていく事業。

生活福祉資金（貸付制度）

低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とした制度。都道府県社協を実施主体として、市区町村社協が窓

口となって実施している。コロナ禍では、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入が減った世帯に対して「特例貸付」が実施されたが、令和4年9月末で申請は終了している。

成年後見（制度）

認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」がある。

【た行】

伊達市市民活動センター

市民相互の交流と市民活動の振興を図ることを目的とした公共施設。平成28年4月に開設し、市民活動の拠点として、サークル活動やボランティア活動、市民の集まりなどに利用されている。令和2年4月から社協が指定管理者として管理・運営している。

伊達市地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定により策定する行政計画。「伊達市総合計画」を上位計画として、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目標を定めており、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代など福祉分野において策定している個別計画の上位計画として位置付けられている。

ダブルケア

育児と介護を同時に抱える状況を指す。近年、ダブルケアに悩む「ダブルケアラー」と呼ばれる人が増加しており、出産年齢の高齢化や核家族化、家族や親族との関係の希薄化により、家族の支援が難しい状況が増え、負担が限界に達するダブルケアラーも少なくない。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域資源

地域内に存在する文化・歴史・自然・人材・知識などの資源のこと。

地域食堂・子ども食堂

【か行】の「子ども食堂・地域食堂」の解説をご参照ください。

地域における公益的な取組

平成28年度の社会福祉法改正により、全ての社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」の実施が明記された。これは、地域共生社会に向けて、制度や市場原理で満たされないニーズについても率先して対応するという、社会福祉法人の本来的な役割を明確化するためのものである。

地域包括ケアシステム

高齢になっても住み慣れた地域で生活をするように「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」、「住まい」の5つのサービスを不自由なく一体的に提供する地域の支援体制のこと。

地域包括支援センター

社協が市の委託を受けて、公正・中立の立場を基本として、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう支援する総合機関。高

齢者やその家族の医療、保健、福祉などさまざまな方面から総合的に支援している。

地区社会福祉協議会（略称「地区社協」）

地域の住民相互の参加と協力により地域福祉の増進を図ることを目的に、連合自治会の区域を基準として市内12カ所に設置された地縁組織。区域内の自治会や福祉関係団体から選出された方々で構成され、見守り活動やふれあい交流会など、地域の実情に合わせた活動を展開している。

【な行】

ニーズ

要求や必要性、需要を指す。社会福祉の分野では、本人や家族等が援助してほしいと望んでいることや生活上困っていること、専門職の目で援助が必要と思われること。

日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより日常生活上の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、契約に基づき、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いしている。

【は行】

8050問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。長年引きこもる子どもとそれを支える親からなる世帯が増えている社会問題である。背景には在宅介護問題や親子依存または扶養義務によることも多い。

評議員会

社協の役員の選任や予算決算の承認、定款の変更などの重要事項を議決する機関。評議員は、

地域の総意を反映できるように、自治会関係者や民生委員児童委員、社会福祉施設、ボランティア団体などから幅広く選出されている。

福祉委員

地区社協に所属する地域のボランティア。自治会長の推薦により、地区社協会長と市社協会長との連名により委嘱されている。

ふれあい広場

地域で生活する全ての方が一堂に会し、障がいの有無、性別、年齢差などあらゆるバリアを越え、共に暮らす仲間として楽しいひとときを過ごしてもらうイベント。ボランティア団体や福祉団体、社会福祉施設などの参画により実施している。

フレイル

加齢に伴い、筋力・認知機能等の心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高くなった状態を指す。健康な状態と介護が必要な状態の中間の段階のこと。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

ボランティア

自主的に社会事業などに参画し、奉仕活動をする人。

ボランティアセンター

社協の一機能として、ボランティア活動の輪を広げることを目的に、ボランティアのコーディネート業務や情報の収集・発信などボランティア活動に関する取り組みを行っている。

ボランティア連絡会（略称「ボラ連」）

伊達市内のボランティア団体、福祉団体・施設で構成された組織。ボランティア相互の連絡と交流を深め、福祉に関する情報提供・交換・

学習・広報活動を積極的に行っている。

ほんのきもち事業

市民から読み終えた本を寄付していただき、それをリサイクル業者に査定してもらい、その買取金を社協の子育て支援事業に充てている事業。

【ま行】

マッチング

組み合わせること。ここでは、さまざまな支援ニーズとボランティアの活動希望を結びつける役割のこと。

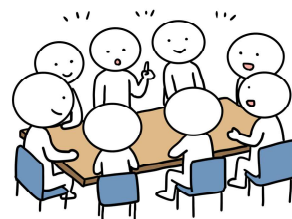
民生委員児童委員

民生委員法および児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されており、地域住民の立場に立って、福祉に関する相談や支援、福祉サービスの情報提供などを行い、それぞれの担当地区において地域福祉推進の担い手として活動している。民生委員児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名され、子どもや子育てに関する支援を専門に担当している。

【や行】

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。



【ら行】

理事会

社協の業務執行機関。理事は地域住民の代表者である地区社協や自治会関係者、民生委員児童委員、社会福祉施設や福祉団体関係者、学識経験者などで構成されている。

老老介護

65歳以上の高齢者を、同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。

【わ行】

わっくわっく広場

高齢者や障がい者等を対象に、軽スポーツ・レクリエーション・室内ゲームにより、精神のリフレッシュ、健康寿命の向上を目指し、各地区社協で開催。年1回、全地区社協を対象に交流大会を実施している。

2 地域福祉実践計画の検討経過

◇ 策定委員会 ◇

回	開催日	内 容
1	令和6年11月7日(木)	(1)地域福祉実践計画策定委員会設置要綱について (2)正副会長の互選について (3)第6期地域福祉実践計画の評価について (4)計画策定に関する基本方針について (5)計画策定スケジュールについて
2	令和6年12月11日(水)	(1)第7期地域福祉実践計画(素案)について
3	令和6年12月24日(火)	(1)第7期地域福祉実践計画(素案)について (2)第7期地域福祉実践計画ダイジェスト版(案)について

◇ 地域福祉推進委員会 ◇

回	開催日	内 容
1	令和6年11月6日(水)	(1)地域福祉実践計画策定委員会設置要綱について (2)第7期地域福祉実践計画策定委員について (3)第1回策定委員会について (4)第6期地域福祉実践計画の評価について (5)計画策定に関する基本方針について (6)計画策定スケジュールについて
2	令和6年12月9日(月)	(1)第7期地域福祉実践計画(素案)について

◇ 地域住民、福祉・ボランティア団体からの意見反映 ◇

対 象	意見公募期間	意見募集方法
地域住民	令和6年12月26日 ～令和7年1月16日	本会ホームページ上に計画素案を公表し、書面にて意見を募集
ボランティア連絡会加盟団体	令和6年12月26日 ～令和7年1月16日	団体代表者へ計画原案を送付し、書面にて意見を募集

◇ 第7期地域福祉実践計画(素案)説明会 ◇

開催日	会 場	参加者
令和7年1月14日(火)	伊達市市民活動センター	伊達市ボランティア連絡会 加盟4団体(5名)

3 第7期地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 第7期伊達市地域福祉実践計画（以下、「実践計画」という。）の策定にあたり、幅広い見地からの検討を行うため、地域福祉実践計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、実践計画の原案について検討を行う。

(委員会の構成)

第3条 委員会は次に掲げる関係団体等から選出した11人以内の委員をもって構成し、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 本会地域福祉推進委員会
- (2) 地区社会福祉協議会連絡会
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 連合自治会協議会
- (5) ボランティア団体
- (6) 社会福祉法人
- (7) 行政担当者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、やむを得ない事由がある場合は、委員の代理出席を認める。

(費用弁償)

第8条 委員会に出席した委員及びオブザーバーには、費用弁償として日額1,000円を支給する。

(作業部会)

第9条 実践計画の円滑な作業を進めるために、作業部会を設置することができる。

(庶 務)

第10条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年11月7日より施行する。

2 この要綱の効力は、第7期地域福祉実践計画が、本会理事会並びに評議員会で承認されるまでとする。

3 最初に招集される委員会は、第7条の規定にかかわらず本会会長が招集する。

4 第7期地域福祉実践計画策定委員

◎委員長 ○副委員長

任期：令和6年11月7日～令和7年3月31日

No.	氏 名	所 属	備 考
1	◎ 木村 正裕	地域福祉推進委員会	
2	○ 松添 慎吾	社会福祉法人タラブ	障害福祉サービス事業所i・box管理者
3	渡辺 達也	地区社会福祉協議会連絡会	中央地区社協会長
4	松崎 茂樹	地区社会福祉協議会連絡会	稀府地区社協会長
5	穴戸 敏克	地区社会福祉協議会連絡会	大滝地区社協会長
6	泉山 信子	伊達市民生委員児童委員協議会	
7	鎌田 衛	伊達市連合自治会協議会	
8	工藤 真弓	伊達市ボランティア連絡会	
9	村上 裕一	社会福祉法人陵雲厚生会	特養）なごみの里 支援課長
10	石上 武史	伊達市健康福祉部社会福祉課	
11	藤本 恭子	地域福祉推進委員会	

オブザーバー

所 属	氏 名	備 考
地域福祉推進委員会	東山 浩史	社会福祉協議会 副会長
	菊地 勝治	社会福祉協議会 理事
	安藤 明	社会福祉協議会 理事
	三浦 顕多	社会福祉協議会 理事
	紺野 哲也	社会福祉協議会 常務理事

The background of the page is decorated with several abstract, overlapping geometric shapes in various shades of green and yellow. These shapes are scattered across the page, with some appearing as large, solid blocks and others as more fragmented, angular pieces. The colors range from a deep forest green to a bright, sunny yellow, creating a vibrant and modern aesthetic.

第7期地域福祉実践計画

令和7年3月発行

編集・発行 社会福祉法人伊達市社会福祉協議会
〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1
TEL：0142-22-4124 FAX：0142-22-1888